様式第3号（第10条関係）

出雲市老老介護生活支援サービス利用券支給決定（却下）通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　　印

　　年　　月　　日付けで申請のありました老老介護生活支援サービス利用券支給申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定内容 | 老老介護生活支援サービス利用券の支給を（決定・却下）します |
| 世帯主 | ﾌﾘｶﾞﾅ |  | 性別 |  | 生年月日 | 年　　月　　日 | 要介護度 |
| 氏名 |  |  |
| 住所 | 出雲市 |
| 決定番号 | 第　　号 | 決定年月日 | 年　　月　　日 |
| 世帯状況 | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 性別 | 要介護度 |
|  |  | 年　　月　　日 |  |  |
|  |  | 年　　月　　日 |  |  |
|  |  | 年　　月　　日 |  |  |
|  |  | 年　　月　　日 |  |  |
|  |  | 年　　月　　日 |  |  |
| 支給枚数 | 枚 | 支給開始月 | 年　　月 |
| 却下の理由 |  |
| 〔教示〕１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |